

## ● 消防計画作成上の注意事項

- 1 この消防計画作成例をそのまま消防署長に提出することはできません。  
特に**朱色**で記載されている箇所は必ず実態に合うように記入して下さい。  
また、この消防計画は、一般的な用途形態を想定していますので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味して記入しなければなりません。
- 2 消防計画は、防火対象物又は事業所の規模、用途、収容人員により、「乙種防火対象物用」、「甲種防火対象物（小規模）用」、「甲種防火対象物（中規模）用」、「甲種防火対象物（大規模）用」、「共同住宅用」に分類されるので、次の例を参考にして、規模別の消防計画を使用してください。

### 【単一管理権原の場合】

- (1) 乙種防火対象物 . . . . . 乙種防火対象物用
- (2) 甲種防火対象物
  - ア 2階建て以下かつ1, 500㎡未満 . . . . . 甲種防火対象物（小規模）用
  - イ 3階建て以上又は1, 500㎡以上3, 000㎡未満 . . . . . 甲種防火対象物（中規模）用
  - ウ 3, 000㎡以上 . . . . . 甲種防火対象物（大規模）用

### 【複数管理権原の場合】

- (1) 乙種防火対象物 . . . . . 乙種防火対象物用
- (2) 甲種防火対象物
  - ア 延面積3, 000㎡未満
    - (7) 特定用途30人未満、非特定50人未満の事業所 . . . . . 乙種防火対象物用
    - (イ) 特定用途30人以上、非特定50人以上の事業所 . . . . . 甲種防火対象物（小規模・中規模）用
    - (ウ) 建物所有者 . . . . . 甲種防火対象物（中規模）用
  - イ 延面積3, 000㎡以上
    - (7) 1事業所の床面積の合計3, 000㎡未満の事業所
      - a 特定用途30人未満、非特定50人未満の事業所 . . . . . 乙種防火対象物用
      - b 特定用途30人以上、非特定50人以上の事業所 . . . . . 甲種防火対象物（小規模・中規模）用
    - (イ) 1事業所の床面積の合計3, 000㎡以上の事業所
      - a 特定用途30人未満、非特定50人未満の事業所

- ..... 甲種防火対象物（小規模・中規模）用
- b 特定用途30人以上、非特定50人以上の事業所
- ..... 甲種防火対象物（大規模）用
- (ウ) 建物所有者..... 甲種防火対象物（大規模）用

**【共同住宅用】**

以下に該当するものは、防火対象物の実態が一般的な共同住宅と異なりますので、共同住宅用消防計画作成例は使用できません。

- (1) 高齢者が入居するシルバーマンション等の施設
- (2) 住戸を週単位等極めて短期間の賃貸に供するウィークリーマンション等の施設
- (3) 消防法施行規則第3条第10項に該当する防災センター等を設置する施設

※ 種別早見表

	甲種防火対象物		乙種防火対象物	
	特定用途	非特定用途	特定用途	非特定用途
防火対象物の用途	劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院・雑居ビル等	共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所等	劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院・雑居ビル等	共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所等
防火対象物の延面積	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満

## ● 消防計画の作成要領

### 1 総則

ここでは、目的・適用範囲・管理権原者の責務・防火管理者の責務・従業員が守るべき事項について定めます。

#### (1) 目的

消防計画を読む人全てが消防計画の趣旨を理解できるよう、その目的を明示します。

#### (2) 適用範囲

ア 管理権原が分かれている防火対象物については、消防計画の及ぶ範囲を図面等で示すなどして、消防計画のかかる範囲を明確にします。

イ 当該事業所に勤務し出入りする者全てについて適用されることを明確にします。

ウ その他については、防火管理業務の一部を委託する場合の防火管理業務受託会社についても、当該消防計画が適用されることなど、消防計画を適用する必要がある者や範囲について明記します。

#### (3) 管理権原者の責務

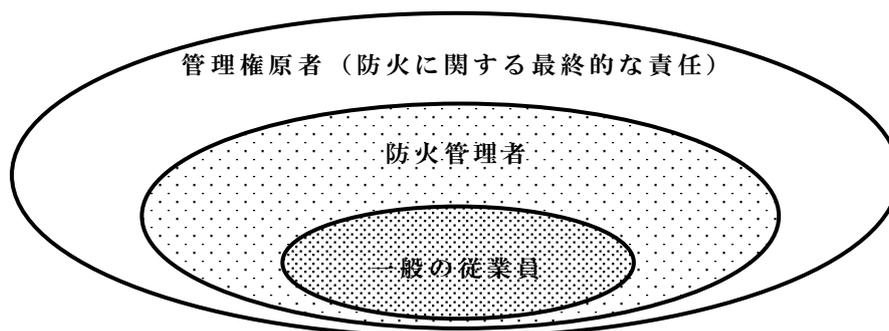
管理権原者の責任は、防火管理者を選任した時点でなくなるわけではありません。最終的な防火管理の責任者が管理権原者であることに変わりはなく、消防計画の実効性を確保するためには管理権原者の防火意識が最も重要です。このことを踏まえ、おおむね次の事項について消防計画を定めます。

ア 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者を選任して行わせるものであり、最終的な防火管理責任は管理権原者にあるということを消防計画の中で明確にします。

イ 防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、管理権原者が必要な指示を与えることを明記します。

ウ 防火管理者等から自主点検等の実施結果の報告などを受け、防火上の構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にします。

※ 管理権原者と防火管理者等の防火管理に関する責任の範囲（イメージ）



#### (4) 防火管理者の責務

法令上及び火災予防上、防火管理者が行わなければならない業務についておおむね次の事項について具体的に定めます。なお、個々の防火対象物の特徴により必要に応じ追加し、又は変更しなければなりません。

ア 随時、消防計画を見直し、必要に応じて消防計画の変更を行う義務

イ 消防計画に基づき訓練及び教育を実施する義務

ウ 建物構造、避難施設、消防用設備等、危険物品等、火気設備・器具等の自主点検・検査及び法定点検・整備の実施並びに監督の業務

エ 消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の法定点検を実施する際、防火管理者又は代理の者が立会い、確認する業務

オ 溶接、溶断等の火気が使用され、火災危険が高い改装、模様替え等の工事現場への立会い、安全の確認及び安全対策の樹立の業務

カ 厨房設備、暖房設備等の火気の取扱いに関する指導及び監督並びに喫煙の管理等についての業務

キ 災害発生時に混乱を招かないために、収容人員（定員）を適正に管理する業務

ク 火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する業務

ケ 管理権原者に対して、災害予防上の提案及び不備欠陥箇所や自主点検・検査の結果等の防火管理業務に関する報告を行う業務

コ その他、事業所ごとに必要な業務、定めておくことが望ましい業務（放火防止対策を定め、その推進を図る業務等）

#### (5) 従業員が守るべき事項

管理権原者や防火管理者などの特定の者だけが防火管理を進めても効果は小さく、全従業員が業務を分担し組織的に行わなければ十分な防火管理はできません。

ここでは従業員等、当該消防計画の適用を受けるすべての者に関する防災上の義務について、当該防火対象物に設置されている防火設備や消防用設備等、用途や防火対象物の特徴から、従業員一人ひとりが守るべき事項を具体的に定めます。

ア 避難施設等に関する留意事項

避難施設等については、廊下、階段、避難口等については避難の支障になる物件が放置されないよう、また、みだりに存置されないよう管理し、かつ、防火戸についてはその閉鎖の障害となる物件が放置され又はみだりに存置されないよう管理しなければなりません。

そのため、全ての従業員に対し避難施設等への物品の放置等を禁止し、また放置している物品等を発見した場合は除去することを義務づけます。

イ 火気使用上の留意事項

指定場所以外での喫煙の禁止や吸い殻の適切な処理等の喫煙管理及びコンロ

等の火気使用器具の使用上の留意点について定めます。

#### ウ 消防用設備等に関する留意事項

消防用設備等についてはいつでも使用できるよう適正に維持管理しなければなりません。

そのため、全ての従業員に対し消防用設備等の操作の障害となる物件の放置など、消防用設備等の機能が十分に活用できなくなるおそれのある行為を禁止します。

#### エ 防火管理者への連絡、承認事項

売場等での火気の使用及び危険物品の持込みについては、火災予防条例第24条により禁止されています。これらの行為を行う必要がある場合は、条例の定めるところにより、禁止行為の解除の認定申請をする必要があります。

## 2 災害対策（緊急時の対応）

災害発生という異常事態の中で、事業所等の関係者が通報、連絡、初期消火、避難誘導等のさまざまな自衛消防活動を円滑に行うには、事前に活動体制を十分整えておく必要があります。

自衛消防は、まず組織を編成し、災害時には誰が、何を、どのように行うのかの役割分担を日頃から明確に認識できるようにすることが必要です。

ここでは、自衛消防隊の組織、火災発生の際の自衛消防活動、地震発生の際の自衛消防活動について定めます。

### (1) 自衛消防隊の組織

事業所の規模に応じ、自衛消防隊の設置について定めます。

職員の異動等により頻繁に自衛消防隊を見直す必要がある事業所については、通常の勤務部署や役職等により定めることもできますが、自衛消防隊に所属するすべての関係者が、各自の役割を認識できるよう、編成及び任務について表にして示す等、明確にする必要があります。

また、指揮命令系統についても図を用いるなどして明確にします。

自衛消防隊の配置については、まず、全体を指揮する自衛消防隊長を定め、必要な数の消火担当者及び避難誘導担当者を配置し、防災センター等の常時人が配置されている場所に、通報担当者及び指揮担当者や出火階等への補助自衛消防隊員を配置することが望ましいです。

災害への素早い対応を考えた場合、各階に、初期消火や避難誘導などに必要な人数をあらかじめ配置することが望ましいのですが、事業所の用途、面積、収容人員、消防用設備等及び従業員の数を勘案した上で、任務を兼任したり、応援体制を整えたりするなどして火災が発生した際に適切な自衛消防活動が行える体制を確保するようにします。

ただし、任務を兼任すること等により、自衛消防隊の隊員数を減じる場合は、通常よりも訓練、教育が必要になります。

※ 自衛消防隊員の人数算定の考え方

① パターン A

各隊員に対して1対1で任務を割振るので多数の自衛消防隊員を必要とする。

② パターン B

基本的には各階ごとに自衛消防活動が完結する体制としているが、指揮担当者と通報担当者は建物全体で必要数を置くことで差し支えないものとしている。このため、消火と避難誘導は兼務としている。

③ パターン C

基本的には建築物全体として自衛消防活動が完結する体制としている。このため、消火と避難誘導は兼務として、各階には避難誘導に必要なだけの人数を配置させる。火災の場合には、出火階において消火に従事する分の人員を主に直下階から避難誘導要員として応援させ、さらに応援を出した階には管理室等に配置している応援要員を出すこととしている。指揮担当者、通報担当者などは建物全体で必要数を置くことで差し支えないものとしている。

(2) 火災発生の際の自衛消防活動

災害発生時に何をすべきか、フローチャート等を用いて、わかりやすく明示します。

また、初期の消防活動及び初期消火・避難誘導について、簡単に示しておきます。

さらに、通報・連絡を迅速に実施するため、あらかじめ連絡場所と連絡方法を定めておきます。

なお、各階ごとの応援体制を整えることにより必要な人員を確保する場合は、事前に応援の際の体制を決めておき、全員に周知しておく必要がありますので、これについても簡単に示す必要があります。

(3) 地震発生の際の自衛消防活動

地震は、突然起きるため、発生してから被害を防止することはできません。

しかし、地震発生時に起こる危険をあらかじめ予測し、それについて対策を講じておけば、地震による被害を少なくすることはできます。

ここでは、地震が発生した際の対応について定めます。

基本的には、火災の発生がない場合は、通常の自衛消防活動から消火活動を除いたものが地震の時にも有効です。これに加えて、地震の時に特有の事項を定めておきます。

3 火災予防（平時の対応）

火災の発生を未然に防ぎ、また、万一火災が発生した場合にその被害を最小にするためには、常日頃から、火気使用設備等の管理や防災設備、避難のための施設、消防用設備等の維持管理が必要です。

また、万一火災が発生した場合でも安全な避難ができるように適正な収容人員（定員）を管理するとともに、避難施設の案内の方法について定めることも重要です。

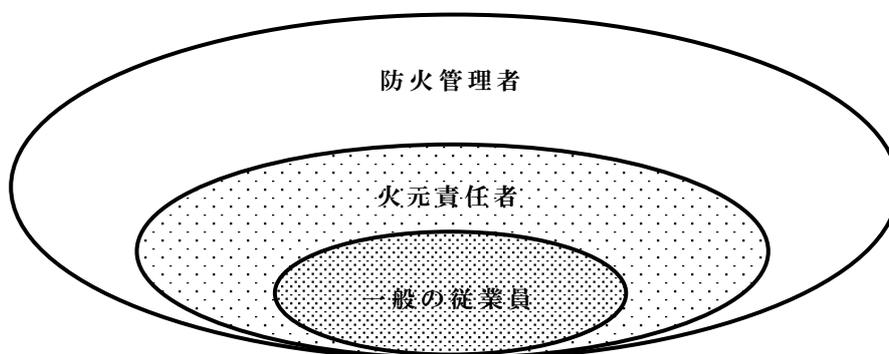
しかし、建物の規模が大きいなど、防火管理者だけで平時の全ての防火管理業務を実施することが難しい場合は、防火管理者を補助し防火管理業務の役割を分担する者（火元責任者）を指定し、業務を分担することが必要です。

さらに、工事中は、従業員等以外の工事関係者等の出入りがあること、火気の使用を伴う場合があることなど、通常の防火管理体制では安全を確保することが難しいため、特に工事中の防火管理を定める必要があります。

ここでは、火元責任者等防火管理者の業務を補助する者の指定及びその業務、火災予防上必要な施設等の維持管理、避難施設の案内、定員の遵守その他収容人員の適正化、工事中の防火管理等について定めます。

また、防火対象物定期点検及び消防用設備等点検について、ここで実施時期等を定めます。

#### ※ 責任範囲のイメージ



#### (1) 火元責任者の設置

火元責任者は、防火管理者の業務を補佐し、防火管理者の指揮のもと、防火設備の点検及び整備、火気の使用若しくは取扱いに関して担当箇所の防火管理業務などに従事し、責任を有します。

ここでは、火元責任者の設置とその業務について定めます。

ア 火元責任者とその担当区域について、平面図に示すなどして明確に定めます。

イ 火元責任者の業務について、火気の手配の監督や、消防用設備等の維持管理等、具体的に定めます。

#### (2) 火災予防上必要な施設等の維持管理

火気使用設備等の管理や防災設備、避難のための施設については、いつでも安全に使用できるように検査しなければなりません。また、消防用設備等についても、

万一の際確実に使用できるように点検しなければなりません。ここでは、これらの検査及び点検をあわせて、自主検査等とし、この内容及び時期について定めます。

#### ア 毎日の自主検査

「自主検査等チェック票（日常）」を用いて毎日実施する検査等について、実施者、実施時期及び異常を発見した際の対応を具体的に定めます。

#### イ 定期の自主検査

「自主検査等チェック票（定期）」を用いて定期的を実施する自主検査等について、実施者、実施時期及び異常を発見した際の対応について具体的に定めます。自主検査等の頻度については、基本的に3ヶ月に1回以上としますが、法定検査等により検査及び点検がなされる事項については、当該事項についての検査及び点検を省略することができます。

#### ウ 消防用設備等の法定点検

消防用設備等の法定点検について定めます。消防用設備等は、6ヶ月に1度点検し、1年（特定用途）又は3年（非特定用途）に1度消防署長に報告することとされています。また、点検への立会いについて定めます。

#### エ 防火対象物の法定点検

防火対象物の法定点検について定めます。防火対象物については1年に1度点検し、消防署長に報告することとされています。

#### オ 点検の時期

点検の時期をわかりやすいように、一覧表により示します。

#### カ 防火管理維持台帳への編冊

検査や点検及び報告の様式の防火管理維持台帳への編冊について定めます。

### (3) 避難施設の案内

防火管理者は、避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底することを明記します。

### (4) 定員の遵守その他収容人の適正化

劇場等については、定員以上の入場はできません。また、定員を記載した掲示板を設けなければなりません。

### (5) 工事中の防火管理

ア 工事中は、通常火気を使用しない場所で溶接、溶断を行ったり、塗料や接着剤等の可燃性の物質を持ち込む等、通常の使用状態とは異なる火災危険があります。

したがって、防火管理者は、工事を行うときの安全対策を作成しなければなりません。

また、仮使用の申請を行う場合や、消防用設備等に影響するおそれのある工事の場合は、消防機関に相談し必要に応じて工事中の消防計画を作成しなければなりません。

#### イ 工事関係者等の遵守事項

通常、教育及び訓練を実施している従業員以外の者が作業しますので、火災予防上最低限必要な事項について、工事関係者に周知する必要があります。

また、工事用のシート等を使用する場合は、防災物品を使用することについても明確にしておきます。

#### 4 訓練・教育

##### ● 災害発生に備えた訓練及び教育

119通報から消防隊が現場に到着し、放水を開始するまでの間、効果的な消防活動ができるよう熟練しておくことを目的とします。火災という異常事態の中でも迅速かつ的確な行動ができるように、消火、通報、避難誘導等の訓練を繰り返して行い、一連の流れを身体に覚えさせておくことが大切です。

また、適切な自衛消防活動のためには、消火設備等の取扱いや有効な避難誘導の実施方法などの知識も必要です。したがって、これらに関する教育も重要であり、これらの訓練等の機会にあわせて、これに関する教育も実施します。消防法上、訓練は、通報訓練、消火訓練、避難訓練とされていますが、これらの訓練を一連の流れとして総合的に実施する「総合訓練」も実施するべきです。

##### ● 防火上必要な訓練

防火管理体制や消防計画がどんなに立派に確立されていても、実際に火元責任者など防火管理業務に従事する者が、自分の役割や任務の内容を知らなければ、実効性がなく、防火管理の目的は達成されません。

したがって、火元責任者など防火管理業務に従事する者に対して、防火管理の意義及び消防計画の内容について周知するとともに、防火管理を効果的に行うために必要な知識についても徹底しておくことが必要となります。

また、火災は、ちょっとした不注意や周辺環境の変化等に起因して発生、拡大することも多く、防火管理者や火元責任者など防火管理に従事する一部の者だけで防ぐことは困難です。

このため、一般の従業員を含めた全ての者が高い防火意識を持って防火管理を推進するために、適時適切な防災教育を管理権原者の理解の下に防火管理者が実施することが大切です。

ここでは、消火・避難及び通報訓練、防火上必要な教育について定めます。

#### (1) 消火・避難及び通報訓練

##### ア 必要な教育の実施内容及び実施時期

災害に備えるために必要な訓練及び教育の実施時期について定めます。

内容については、自衛消防隊以外の職員全般に必要な内容と自衛消防隊の担当者毎に必要な内容とに分かれますが、できるだけ整理して、わかりやすい表などにします。

## イ 消火・避難訓練、通報訓練、総合訓練

消火訓練及び避難訓練については、特定用途の場合、年2回以上実施することとされていますが、訓練の効果を上げるため、そのうち1回は総合訓練にあわせて実施することを勧めます。また、訓練の対象者を明確にするために、表などにして示します。

なお、訓練は定期的実施するものですが、社会的に影響のある火災が発生した場合などは、問題点を抽出し検討した後、それを踏まえた訓練を実施すると良いでしょう。

## ウ 訓練の安全対策

訓練を実施する上での安全対策にかかる注意事項を明記します。

## エ その他

消防機関への通報や訓練実施結果の記録及び防火管理維持台帳への編冊、その他留意すべき事項について定めます。

## (2) 防火上必要な教育

### ア 火元責任者への教育

火元責任者は、防火管理者の業務を補助し、消防用設備等や避難施設・防火設備の維持管理及び火気使用の監督等を行うため、次の知識及び能力が求められます。

したがって、そのために必要となる事項について教育するよう定めます。

(7) 階段室等に可燃物を大量に放置していたことにより、避難ができない、火災が上階へ延焼するなど、不適切な防火管理が招く結果についての知識

(イ) 消防用設備等の維持管理に必要な知識及び簡単な整備技術

(ウ) 避難施設・防火設備の維持管理のために必要な知識

(エ) 火気使用設備・器具の維持管理に必要な知識及び簡単な整備技術

(オ) 火気の安全な使用及び取扱いのための知識

(カ) 放火対策に関する知識

※ 整備技術：屋内消火栓の表示灯を交換する等、自主検査等を実施する上で必要な、簡単な整備技術

### イ 火元責任者以外の職員への教育

関係者全員が高い防火意識を持ち、日常における不注意や周辺環境の不備等に起因する火災を防ぐことを目的として、次の内容について消防計画の内容を中心とした教育を実施します。

(7) 一般的な火災予防上の禁止事項

(イ) 安全な作業に関する基本的な事項

### ウ その他

消防機関への通報や訓練実施結果の記録及び防火管理維持台帳への編冊、その

他留意すべき事項について定めます。

## 5 その他

1 から 4 に定めるほか、防火管理者が実施すべき必要な事項について定めます。

ここでは、大規模地震・津波等の指定地域の特有事項、防火管理業務の一部委託、消防機関との連絡、防火管理維持台帳の作成、整備及び保管並びに防火対象物ごとに特に必要な事項について定めます。

### (1) 地震防災応急計画（大規模地震・津波等の指定地域の特有事項）

県知事が設定する津波浸水想定において水深 30 cm 以上の浸水が想定される区域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、当該防火対象物の消防計画に次に掲げる事項を定めなければなりません。

ア 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

イ 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。

ウ 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

### (2) 防火管理業務の一部委託

防火管理業務の一部をビルメンテナンス会社等に委託する場合は、受託者の名称及び住所、受託者の行う防火管理業務の範囲及びその方法について別紙記載するとともに、受託法人、防火管理業務従事者、管理権原者及び防火管理者の責任について明確にします。

### (3) 消防機関との連絡

消防機関への届出や報告、その他消防機関と調整する事項等について、届出等の種別、時期及び義務者について、一覧表等により示します。

### (4) 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管しなければなりません。